

成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の開催について 令和2年10月6日

1. 開催の趣旨

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部が改正され、市町村による障害者や高齢者への後見開始等の審判請求に関する規定が設けられた。

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、障害者や高齢者への後見開始等の審判請求に関し、「市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。

また、成年後見制度利用促進専門家会議において、「個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。」とされた。(成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日成年後見制度利用促進専門家会議))

今般、上記事項の検討を行うため、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催することとする。

2. 構成員

本実務者協議の構成員は別紙のとおりとする。

3. その他

- 1 本実務者協議の構成員は、厚生労働省老健局長、障害保健福祉部長が別紙の者に委嘱する。
- 2 本実務者協議の座長は、参集者の互選により選出し、副座長は座長の指名により選出するものとする。
- 3 座長は必要に応じ、検討に必要な、構成員以外の参考人の出席を求めることができる。
- 4 本実務者協議は原則公開とし、資料及び議事録は公開する。
ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、協議を非公開とすることができる。
この場合、資料や議事の内容についても、非公開にする必要があると座長が認めた場合は、その理由を明示するとともに、座長が認める範囲において資料や議事要旨を公開する。
- 5 本実務者協議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課及び社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において行う。
その他本実務者協議の運営に関し必要な事項は、本実務者協議が定める。
- 6 その他、本実務者協議の運営に関し、必要な事項は座長が定める

(別紙)

成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議構成員名簿

青木 耕司 茨木市健康福祉部地域福祉課 課長
秋山 由美子 NPO法人日本地域福祉研究所 理事
新井 隆哲 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 課長
坂本 尚史 東京都福祉保健局生活福祉部 部長
中野 将 愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 副課長
野村 政子 東都大学 准教授
羽根 一誠 和歌山県白浜町民生課 社会福祉士
森 和俊 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課 (相談支援) 課長

(敬称略、五十音順)